

海外婦人労働資料 第六号

婦人労働者の實情

労働省 婦人少年局

婦人少年局長野職員室

海外婦人労働資料第六号

婦人労働者の實情

労働省婦人少年局

米國労働省婦人局 一九四八年六月七号

六月中の婦人の雇用状況

一九四八年六月中の平時労働力中の婦人の数は、人口調査によれば、一九四五年八月以降のどの月よりも越えている。それは一九四〇年三月に報告された数に越えること約五〇〇万で、これは十四才以上の女子人口の増加数よりわずかに少い位である。非農業雇用に従事する婦人は、六月には、一五七三、七〇〇で、一九四五年以来最高の数である。

	女子の数	一九四八年五月以降の变化	總数	女子の比率
人口(十四才以上)	五五、〇七一、〇〇〇	(+) 五〇、〇〇〇	一〇八、三四六、〇〇〇	五〇.八%
平時労働力	一八、六八五、〇〇〇	(+) 一五、六一〇、〇〇〇	六三、四七九、〇〇〇	二九.四%
就業者	一七、八七六、〇〇〇	(+) 一七、七四〇、〇〇〇	六一、二九六、〇〇〇	二九.二%
失業者	八〇九、〇〇〇	(+) 二、八七〇、〇〇〇	二、一八四、〇〇〇	三七.〇%
軍関係労働力	一、一六〇、〇〇〇	(-) 一、〇〇〇	一、二六一、〇〇〇	一.三%
非労働者	三六、三七〇、〇〇〇	(-) 一五、〇九〇、〇〇〇	四三、六〇五、〇〇〇	八三.四%

就業者六一二五万以上という六月の總計は全期間を通じての新しい最高峰をなすものである。多くの工業及び商業の分野で職口は、一年前よりはるかに多くなった。とり上りた夏季労働者に対する例年の季節的要求により、七月には雇用統計数字をもっと膨脹させるだらう。繊維および衣料関係産業では、六月には、昨年同様の雇用水準よりも高い水準を示している(今年は繊維産業にみられる例年の季節的減少は起らなかった)。女子の失業率は例年の通り、五月六月の間に増加はした。一年前の失業率よりは相当低いものである。

生計費

コロンビア州、一九四八年二月の生計費豫算見積り額は、扶養家族のない女子就業者については、物品購入費とサリグイス関係費用として年一四二一一一ドル、税金および貯金をふくめて總豫算一七九三一六ドルであつて、物品購入費およびサリグイス関係費用の見積りは、一九四七年六月の同じ品目で見つかりより四二パーセント増加している。しかし、全生計費のみつかりは、主として一九四八年度の連邦所得税の減額のために八ヶ月間に九パーセント上っただけである。

連邦陪審員法案

六月に休会となつた最近の連邦議会会議において、陪審官資格統一を提案した法案が下ル号は、衆議院にまで至らなかつた。改正裁判法の採用を提案するH. R. 三一一四号は公法

オセセミ号となつた。同法のオ一ニ一章は連邦陪審員に関する現行法に改正を施すこととなる。連邦裁判所は今後、陪審員を選ば、免官し、拒絶し、または免除するための自守的な基準をもつことになる。但し、連邦裁判所がある州で用いられるが、その州の法律で、大小すべての陪審の仕事につくことが出来ぬものとされているものは、連邦裁判陪審員の任務も果たすことができないことになっている。そういうわけで、自然、婦人は現在、州陪審員の任務につくことができない十三州では連邦陪審員の任務につく資格もない。

最低賃金

アリゾナ州では洗濯およびドライクリーニング産業に適用される最低賃金令を改正した。これは一九四八年六月十二日実施される。改正法令では、洗濯では一時間五二セント、ドライ・クリーニングでは六〇セントの賃率を規定し、パートタイムの仕事には八週三六時間以下の仕事、洗濯では五七セント、ドライ・クリーニングでは六六セントの賃率を定めている。常備には週三十六時間制が保証されている。

マサチューセツツ

マサチューセツツ州ではその最低賃金法を修正し、その中「職業」という語の定義をひろくするために、利潤を目的として行われる各種の商業や産業をもふくみ、また、その他あらゆる階級の仕事をふくむということになる。この修正は「職業」の定

義の例外として「模範中の人のしている仕事、または慈善事業の、あるいは教育事業の、あるいは宗教的を模範で訓練をうけている仕事、又は宗教団の人々の仕事を加えている。」「同法令は臨時措置を宣言して一九四八年五月二十四日、承認を得て有効となった。

マサチューセッツ州の改正商業最低賃金令は一九四八年七月一日より施行されるのであるが、経験労働者に対しては週三十六時間——四十時間労働に対して二、五〇ドルを、未経験者に対しては二、五〇ドルを規定している。週三十六時間以下、又は四十時間以上の労働に対しては、経験労働者の時間給は五、五セントであり、未経験者の場合は五、〇セントである。商業関係各職業に雇われている人々も最低賃金までは支給されねばならない。

労働時間

マサチューセッツ州では、雇主の主な収入の源泉がセツプや心付けであるような事業所では、その事業に従業員の少くとも六〇パーセントのものに課税があれば、拘束時間十二時間以内で労働時間を定めることをゆるす権限を労働委員会に與えるということに、婦人労働時間法を修正した。これまでの規則では、分割交替制は特定の季節的例外をのぞいて、連続労働十時間内にせねばならぬということと規定していた。

婦人の個人別職業

生涯のうちいつか収入のある仕事についていたことのある婦人全部の数の人口に対する割合は、或る一時刻に労働力に入っている婦人の割合よりけるかに多い。現在では人口見本調査によれば従来不可能であったところの、この前者の割合の推定が可能になっている。

一九四六年八月、見本調査では、十四才以上の婦人への働くことのできるもの（の總数の七七パーセント）がその生涯中いつか働いたことがあることを示している。

二〇—四四才の婦人中、八六パーセントがその生涯中いつか働いたことがある。これより年長のもの（四五才以上のもの）の中七〇パーセントが働いた経験があり、またそれより年少のもの（一四才—一九才）のうち六〇パーセントが働いた経験をもっている。

連邦政府に働く婦人公務員

連邦政府の行政執行部門に働いている婦人（合衆國本土内常務員）の数は公務員委員会の最近の月報（一九四八年五月）によれば、四〇、二四〇である。当時連邦の全公務員のうち、婦人は二五パーセントを占めていた。コロンビア地方に職を奉じていた公務員の中には、四五パーセント（半数以下）であった。

このよきな連邦政府職員全部の中での婦人の割合は、戦時中の三九パーセントから現在の二五パーセントに減少した。連邦政府職員中の婦人の職業に因する最近の資料は何もない。戦前の資料によると、連邦政府職員である婦人の約四〇パーセントが専攻的、科学的、あるいは技術的業務についていたことが示されている。

婦人のためのパート・タイムの仕事

婦人局の婦人労働問題審議会の六月の会合は、つぎの勧告が全員一致で通過した。

「婦人労働問題審議会は、連邦政府職務において、婦人のパート・タイムの雇傭を促進することに向つて、有効な行動を連邦政府にとらせることに、関心をもち、
あることを表明する。これは、そのようなパート・タイムの仕事は、使用者の立場から
は実行可能であり、労働者にとつては公正なものとすると可能性を調査し、この仕事
に従事する婦人たちの必要に對する公衆の理解を増す可能性を考究することを目標と
するものである。」